

名取市立ゆりが丘小学校 「いじめ防止基本方針」

■ いじめに対する基本的な認識

本校は、いじめに対して基本的に次のような認識をもち、その未然防止と早期解決のために、組織的かつ計画的に対応していく。

- 1 いじめは、一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童が、心身の苦痛を感じているものととらえる。
- 2 いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものととらえる。
- 3 いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である。
- 4 いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となる。
- 5 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

【「いじめ」の形態の例】

- 「仲間外れ」「無視」・・・口をきかない、菌扱いをする、一緒に遊ばないなど
- 身体への直接攻撃
 - ・ 殴る、蹴るなどの暴行を一方的に加える。
 - ・ 自分の欲求不満のはけ口や単に優先意識を満足させるだけの行為。
- 相手が嫌がっていることをする、させる。
 - ・ 物を取る、隠す ・ 私物の損壊や私物への落書き ・ 悪口を言う、言いふらす
 - ・ 仕事を一方的に押しつける ・ 恐喝、買い物をさせるなど

■ いじめの防止に向けた取組

- (1) 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの共通理解に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。そのためにも校務の効率化を進める。
- (3) 校長は、年度当初、「いじめ防止基本方針」を教職員に周知徹底し、いじめ防止に向けた取組の充実を図る。また、児童、保護者、地域等に説明する。
- (4) 「いじめ防止推進委員会＝いじめ・不登校防止対策委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (5) 「いじめ防止推進委員会」は、校長の指示のもと、いじめの防止等の取組のための連絡、調整にあたる。
- (6) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、規範意識醸成のための取組等の充実を図る。
- (7) 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (8) いじめの防止等の校内研修を企画・実施する。
- (9) 児童自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を促進する。

- (10) いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できない児童が多い現状を克服するために、自分の考えをもち、しっかり表現し、主体的に行動できる児童を育成するために、授業改善をはじめとする多様な取組を推進する。
- (11) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はないことである。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童の指導にあたる。

■ いじめへの対処に関する方針

* 「いじめ対応の流れ」：「ゆりが丘小学校・宮城県教育委員会「いじめ対応の手引：H29.3」参照

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいる場合でも、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図る。

※日常的な取り組みについて . . . 「いじめ」の発見や発生防止のために

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という雰囲気をつくる。(学級、学年、学校全体)
 - ・ 児童とのコミュニケーションを十分とって、教師と児童との信頼関係を築く。
 - ・ 教師間の連携を図り、情報を交換する。(学年会)
 - ・ 打ち合わせで、情報交換や積極的な生徒指導の具体の確認を行うとともに、教育相談部(生徒指導主任、特支コーディネーター、養教)等で連絡を密にしていく。
- (2) いじめの早期発見のための調査を月1回程度実施する。
- (3) 在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認し、その解決に向けて、当該学級や学年を中心に組織的に対応する。
- (4) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- (6) いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (7) 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。
- (8) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

■ 重大事態への対処

- (1) いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、いじめ防止推進委員会において、速やかに調査を行う。
- (2) 重大事態が発生した際には、速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育委員会の指導・助言の下、関係機関と緊密に連携しながら、教職員が一丸となって問題解決のために迅速に対応する。

■ 取組の評価・検証

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。